



平成 20 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 アイフル株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福田 吉孝
(コード番号 8515 東証第 1 部・大証第 1 部)
問 合 せ 先 広報部長 香山 健一
(TEL. 03-4503-6050 (広報部) 03-4503-6100 (IR 室))

(訂正)「第三者割当による新株式の発行並びにユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 20 年 2 月 13 日に発表いたしました「第三者割当による新株式の発行並びにユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関するお知らせ」の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

【訂正前】

I. 本ファイナンスについて

6. 発行条件等の合理性

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する新株の株式数と本新株予約権付社債の潜在株式数の合計は、平成 20 年 2 月 12 日現在の発行済株式総数の 21.6% となります。「I. 1. 本第三者割当増資並びに本新株予約権付社債の発行の目的」に記載のとおり、早期の資本増強により、財務基盤をより強固なものとし、再び成長ステージに移行できるよう体制を整えることにより、企業価値及び株式価値の最大化を図れるものと考えており、今回の発行数量および株式の希薄化の規模は合理的であると考えられます。

(注) 上記の比率は、本新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数及び本第三者割当増資による発行株式数の合計を平成 20 年 2 月 12 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

【訂正後】

I. 本ファイナンスについて

6. 発行条件等の合理性

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する新株の株式数と本新株予約権付社債の潜在株式数の合計は、平成 20 年 2 月 12 日現在の発行済株式総数の 43.0%となります。「I. 1. 本第三者割当増資並びに本新株予約権付社債の発行の目的」に記載のとおり、早期の資本増強により、財務基盤をより強固なものとし、再び成長ステージに移行できるよう体制を整えることにより、企業価値及び株式価値の最大化を図れるものと考えており、今回の発行数量および株式の希薄化の規模は合理的であると考えられます。

(注) 上記の比率は、本新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数及び本第三者割当増資による発行株式数の合計を平成 20 年 2 月 12 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

以 上

本報道発表文は、当社の新株式発行並びに転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。